

住民監査請求 監査結果

第1 請求人

住所 市内

氏名 個人

第2 請求の要旨

1 請求の要旨

(原文のまま記載)

弘前市教育委員会（以下『市教委』という）による津軽地区建物管理事業組合（以下『建物組合』という）との弘前市立小中学校業務委託設計に係る予算使途に、目的外使用・使途不明な項目があり、精査を求めます。

建物組合に属して共同受注している警備会社では、配下の学校警備員に対しての通勤手当（各学校までの車両燃料費）の不払いが横行しています。

業務委託設計書及び警備業務委託明細書にある警備員のための予算が警備会社の利益に変貌しています。建物組合・警備会社による横領行為で弘前市に多大な損害を与えています。もちろん、それなりの金額の勤務手当を支給している警備会社もあるとは思いますが、年間800万円以上の警備員のための勤務手当が消えた恐れがあります。

ましてや、市教委から健康診断料を支給されながら長年にわたり健康診断を実施していない会社には、その返金を求めるべきです。

これらの事柄は、市教委・建物組合に報告していますが改善されません。

最初から支給の意志がない、又は実施する気がないのに予算化して請求するのは詐欺行為と言えます。

また、せっかく警備員のために予算化したものを自社利益とするのは横領行為です。

どちらも建物組合・警備会社に対して返還要求すべき、もしくは警備会社が警備員に支給し直すべきです。

令和3年4月に市教委に警備員への勤務手当支給のお願いに伺ったのが事の始まりです。その際、市教委が『勤務手当は支給しています。』と返答したので、さっそく情報開示請求をして資料を集めました。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第7項の規定に基づく証拠の提出及び陳述について、請求人から令和5年1月19日に、証拠の提出及び陳述は行わないとの回答があった。

4 監査の対象部署に対する事情聴取及び証拠の提出

令和5年1月26日に学校整備課から弁明書及び証拠書類の提出を受け、令和5年1月30日に教育部長及び学校整備課職員から弁明書等の内容を基に事情聴取を行った。

(1) 事情聴取の主な内容

- ・令和3年度小学校警備業務及び令和3年度中学校警備業務（以下「小中学校警備業務」という。）委託の契約内容
- ・弁明書の説明

(2) 提出資料（令和5年1月26日提出）

- ・弁明書
- ・令和3年度小学校警備業務 業務委託契約関係書類一式
- ・令和3年度中学校警備業務 業務委託契約関係書類一式
- ・学校警備業務の通勤手当等の支給に関する、相談内容等について 1通
- ・業務委託（役務）契約事務マニュアル 1通
- ・令和3年度小学校警備業務 警備員名簿（ 小学校分） 1通

5 監査の対象事項

請求①

請求人は、委託料のうち通勤手当及び健康診断料に相当する額が、警備員の通勤手当の支給及び健康診断の実施（以下「通勤手当等の支給等」という。）に使途されず、相当額を津軽地区建物管理事業協同組合（以下「建物管理組合」という。）が収入として得ていることが不当な公金の支出にあたりと主張し、市に委託料のうち相当額を返還するよう請求することを求めている。

よって、監査の対象事項は次のとおりとした。

- ・支出命令について、委託業務が適正に履行され、委託料が契約書に定めら

れたとおりに支払われたか。

- ・支出負担行為について、請求人が請求するように委託料のうち通勤手当及び健康診断料に相当する額を市に返還させる必要があるか。
- ・契約金額が妥当であるか。

請求②

請求人は、市教育委員会が建物管理組合に対して、指導、監査を徹底していれば、通勤手当等の支給等がされなかったことを防げたはずであると主張し、市教育委員会が指導、監査をすることを求めている。

よって、市教育委員会が指導、監査をすることの請求が、住民監査請求の対象に当たるかを監査の対象事項とした。

第5 監査の結果

1 主文

本件請求のうち、請求①については、理由がないものと認めこれを棄却し、請求②については、住民監査請求の対象ではないものと認めこれを却下する。

2 理由

(1) 関係法令等

本件請求に係る関係法令等は、次のとおりである。

ア 地方自治法

(契約の締結)

第234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

3～6 略

(長期継続契約)

第234条の3 普通地方公共団体は、第214条の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約を締

結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。

イ 地方自治法施行令

(随意契約)

第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 略

二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

三～九 略

2～4 略

ウ 中小企業基本法

(国等からの受注機会の増大)

第23条 国は、中小企業が供給する物品、役務等に対する需要の増進に資するため、国等の物品、役務等の調達に関し、中小企業者の受注の機会の増大その他の必要な施策を講ずるものとする。

エ 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律

(受注機会の増大の努力)

第3条 国等は、国等を当事者の一方とする契約で国等以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し国等が対価の支払をすべきもの（以下「国等の契約」という。）を締結するに当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会（以下単に「中小企業者の受注の機会」という。）の増大を図るように努めなければならない。この場合においては、新規中小企業者及び組合を国等の契約の相手方として活用するように配慮しなければならない。

(各省各庁の長等に対する要請)

第7条 経済産業大臣及び中小企業者の行う事業を所管する大臣は、当該事

業を行う者を相手方とする国等の契約に関し、各省各庁の長等に対し、中小企業者の受注の機会の増大を図るため特に必要があると認められる措置をとるべきことを要請することができる。

(地方公共団体の施策)

第8条 地方公共団体は、国の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずるように努めなければならない。

オ 労働安全衛生法

(健康診断)

第66条 事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断(第66条の10第1項に規定する検査を除く。以下この条及び次条において同じ。)を行わなければならない。

2～5 略

カ 労働安全衛生規則

(雇入時の健康診断)

第43条 事業者は、常時使用する労働者を雇い入れるときは、当該労働者に対し、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。ただし、医師による健康診断を受けた後、三月を経過しない者を雇い入れる場合において、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、当該健康診断の項目に相当する項目については、この限りでない。

一～十一 略

(定期健康診断)

第44条 事業者は、常時使用する労働者(第45条第1項に規定する労働者を除く。)に対し、一年以内ごとに一回、定期的に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。

一～十一 略

2～4 略

キ 小中学校警備業務の委託契約書

(委託費明細書の提出)

第5条 受注者は、契約締結後10日以内に委託費明細書を発注者に提出し

なければならない。ただし、委託費明細書は発注者及び受注者を拘束するものではない。

(2) 認定事実

本件請求に関し、次に掲げる事実を認定した。

ア 小中学校警備業務委託の設計について

学校整備課は、令和3年3月9日に参考見積書を建物管理組合から徴取し、これを参考にしながら市の基準により、令和3年3月19日に小中学校警備業務委託の設計書（以下「業務委託設計書」という。）を作成した。

業務委託設計書の内訳には、人的警備業務に必要な経費として、労務費（人件費、資格手当、通勤手当）、保険等（労災保険料、雇用保険料、健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、児童手当拠出金）、労務経費（健康診断料、被服費、現任教育費、警備賠償保険料、巡回指導）、経費（事務経費及び管理費）の記載があり、機械警備業務に必要な経費として、人件費、法定福利費、機械・工事料、回線使用料、車両費、保守点検費、事務経費及び管理費の記載があった。

イ 小中学校警備業務委託の契約について

市は、過去の実績並びに中小企業基本法及び官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律に基づき、令和3年3月31日に官公需適格組合である建物管理組合から見積書を徴取したうえで、小中学校警備業務委託の契約を随意契約により締結した。

競争入札によらず、随意契約により締結した理由は、建物管理組合以外の業者が小中学校警備業務を受託した場合、学校警備の形態の変更により、小・中学校の不安を招くばかりでなく、新たに機械警備機器を導入することで、設備投資に係るコストが多大となり、本来の業務目的の警備業務の質に支障をきたすおそれが考えられることなどであった。

ウ 小中学校警備業務の委託費明細書について

建物管理組合は、令和3年4月1日に小中学校警備業務の委託費明細書（以下「委託費明細書」という。）を市に提出した。

委託費明細書の項目には、人的警備として、人件費（当直、日直、日直割増、通勤手当）、社会保険料等、健康診断料、被服費、現任教育費、警備賠償保険料他、巡察指導料、事務経費及び管理費の記載があり、機械警備として、人件費、社会保険料等、機械・工事料、回線使用料、車両費、保守点検費、事務経費及び管理費の記載があった。

エ 小中学校警備業務の履行確認について

学校整備課は、毎月の小中学校警備業務の履行状況について、建物管理組合から翌月10日までに提出される業務完了報告書及び各学校長から提出される学校警備業務の確認報告書により、小中学校警備業務が、建物管理組合により仕様書に沿って適正に履行されたことを検査した。

オ 小中学校警備業務の委託料について

学校整備課は、小中学校警備業務の検査合格後、建物管理組合からの請求により委託料の支出命令を行ない、契約書に定められたとおりに委託料を支払った。

(3) 監査委員の判断

請求書、監査の対象部署からの事情聴取及び関係書類の調査により確認した事実に基づき、次のとおり判断する。

請求①について

まず、認定事実から、委託業務は適正に履行され、委託料は契約書に定められたとおりに支払われていたと認められ、支出命令に問題はなかった。

次に、請求人は、業務委託設計書及び委託費明細書（以下「設計書等」という。）に通勤手当及び健康診断料の項目があるにもかかわらず、建物管理組合の組合員である警備会社が、通勤手当等の支給等に係る費用を支出していないことを理由として、設計書等に記載されている通勤手当及び健康診断料に相当する額を市に返還するよう請求することを求めている。

しかし、返還請求の要否は、委託料が委託業務の履行に対する対価であることから、設計書等に積算された項目ごとの費用がそのとおりに支出されたか否かではなく、建物管理組合が仕様書に定められた警備業務を適正に履行

したかどうかで判断すべきである。認定事実によれば、建物管理組合は、仕様書に基づいて警備業務を適正に履行した。市教育委員会は、建物管理組合から提出された業務完了報告書により委託業務の中間検査及び完了検査を行い、建物管理組合は検査に合格した。よって、建物管理組合は、警備業務を仕様書に基づき適正に履行したものと認められるから、通勤手当及び健康診断料に相当する額を市に返還させる必要がない。

次に、請求人は、通勤手当が支給されないこと、及び健康診断が実施されていないことから契約金額の妥当性に問題があったとして、通勤手当等の支給等に使用されなかった委託料が、不当に支出された公金であると主張している。

しかし、学校整備課が積算した委託費の内訳のうち、通勤手当及び健康診断料は、事業者が警備業務を履行するための警備員を雇用するにあたって通常必要となる経費であると考えられる。これに対して、請求人は、建物管理組合及び建物管理組合の組合員である警備会社が通勤手当等の支給等をしていないことを問題にするが、通勤手当の支給は、各警備会社の就業規則、各警備員との雇用契約の内容に基づき、各警備会社が行うべきものである。また、健康診断の実施は、労働安全衛生法等の関係法令に基づき各警備会社に義務付けられているものであるが、対象となるのは常時使用される警備員であり、これに該当するかどうかは雇用契約及び就業規則に定めるところによる。

したがって、請求人らに通勤手当等の支給等がなかったことをもって、通勤手当等に相当する委託料が不当に支出された公金であるとは言えない。

請求②について

住民監査請求の対象となる事項は、違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実に限られる。請求人は、市教育委員会が建物管理組合に対して指導、監査を徹底していれば、通勤手当等の支給等がされなかったことを防げたはずであると主張しているが、市教育委員会が指導、監査をすることは、財務会計上の行為に当たらないことから、住民監査請求の対象には当たらない。

3 結論

以上のことから、主文のとおり決定する。

令和5年2月10日

弘前市監査委員	菊地清夫
弘前市監査委員	佐々木宏一
弘前市監査委員	岡井真